

行 動 計 画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 平成22年 4月 1日から平成27年 3月31日まで

2.内容

目標 1：妊娠中や出産後の女性従業員の健康管理や相談窓口の設置

(対策)

●妊娠中の女性従業員に対し、相談員が、産前産後の休暇、出産後の育児休業の取得や育児短時間勤務などの労働条件、育児休業給付の説明を個別に行うなど、妊娠中及び出産後の女性労働者の心情に配慮した対応を行う。

目標 2：子どもを育てる従業員が利用できる、短時間勤務制度及び所定外労働をさせない制度の周知

(対策)

●3歳未満の子を養育する従業員であって希望する者が利用できる、短時間勤務制度又は所定外労働をさせない制度の周知を図る。

目標 3：希望する従業員に対する勤務地の限定制度の実施

(対策)

●希望する従業員に対し、勤務地の配慮を図る。

目標 4：所定外労働の削減を図る

(対策)

●所定外労働がある従業員については、各自業務の問題点の洗い出しを行い対策を講じることで、退社時間の厳守、所定外労働の削減に努める。